

金沢市下水道事業 水の官民連携（ウォーターPPP） 実施方針（案）

令和8年10月
金沢市企業局

実施方針（案）の位置付け

- 令和9年3月に公告予定の下水道施設における水の官民連携（ウォーターPPP）の事業者公募について、事業内容や事業者の選定方法に関する考え方を公表します
- 実施方針は（案）であり、令和8年度に設置予定の事業者選定委員会（仮称）にて公募資料等を審議の上、関連する予算が成立後、公告する予定です

目次

1. 事業目的	・ ・ ・	P4
2. 事業名称	・ ・ ・	P5
3. 対象施設の概要	・ ・ ・	P6
4. 事業方式・業務期間	・ ・ ・	P8
5. 業務範囲	・ ・ ・	P9
6. スtockマネジメント計画策定業務の考え方	・ ・ ・	P11
7. 官民リスク分担の考え方	・ ・ ・	P13
8. プロフィットシェアの考え方	・ ・ ・	P19
9. モニタリングの考え方	・ ・ ・	P20
10. 発注方針	・ ・ ・	P21
11. プロポーザル応募資格の考え方	・ ・ ・	P22
12. その他、管理者が任意に定める事項	・ ・ ・	P24
13. 導入スケジュールの想定	・ ・ ・	P25

1. 事業目的

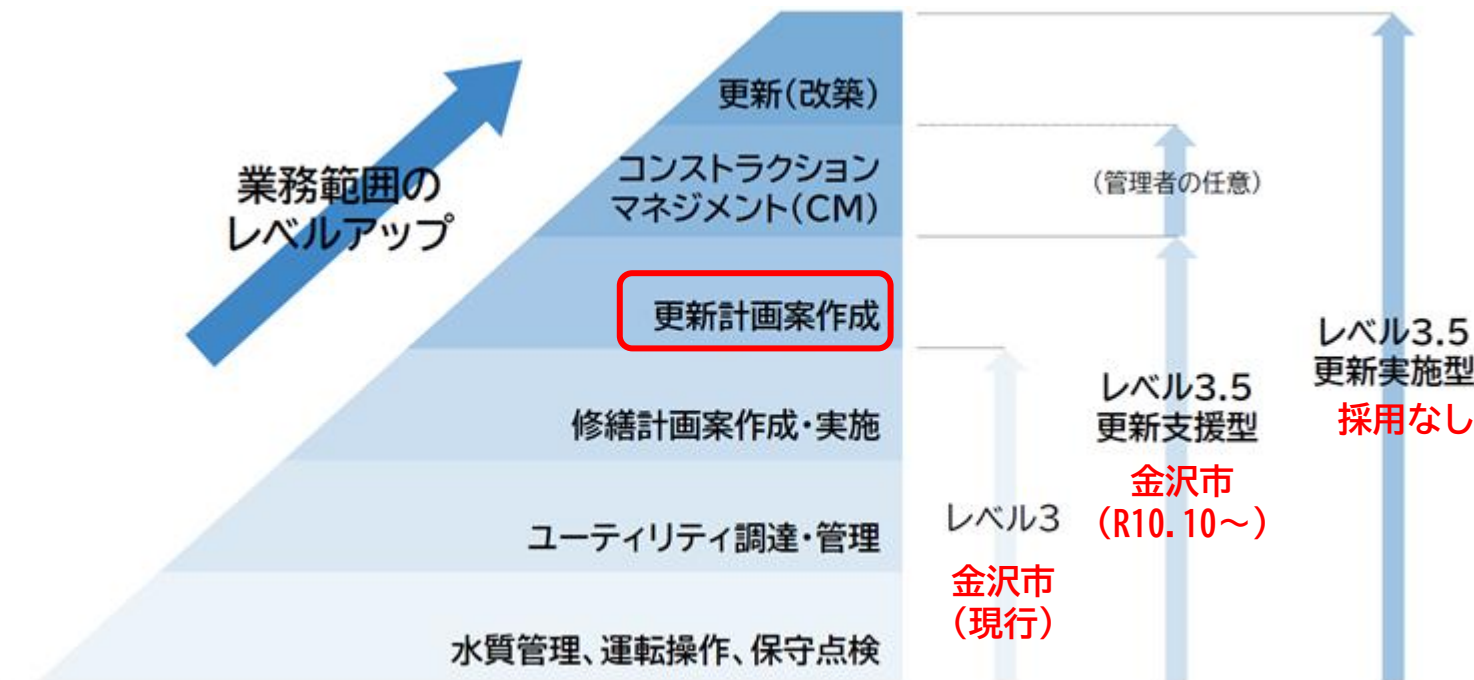
- 下水道事業の持続可能な運営に向けて、民間の経営ノウハウや創意工夫等のさらなる活用による経営改善を図るため、国の施策に基づき、新たなPPP/PFI方式「**水の官民連携（ウォーターPPP）**」を導入する
- 西部・臨海処理区の下水処理場及び汚水中継ポンプ場を対象施設とし、現行の維持管理業務包括委託（レベル3）を**更新支援型**による**管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）**に移行することで、効率的かつ効果的な施設の維持管理や修繕・更新を行う

2. 事業名称

【仮称】西部水質管理センター維持管理業務包括委託（更新支援型）

【仮称】臨海水質管理センター維持管理業務包括委託（更新支援型）

- 現行の設備修繕工事までの包括委託に「更新計画案作成（ストックマネジメント計画策定業務）」を追加し、レベル3.5（更新支援型）に委託範囲を拡大
- 従来どおり、西部処理区・臨海処理区の包括委託を個別に発注



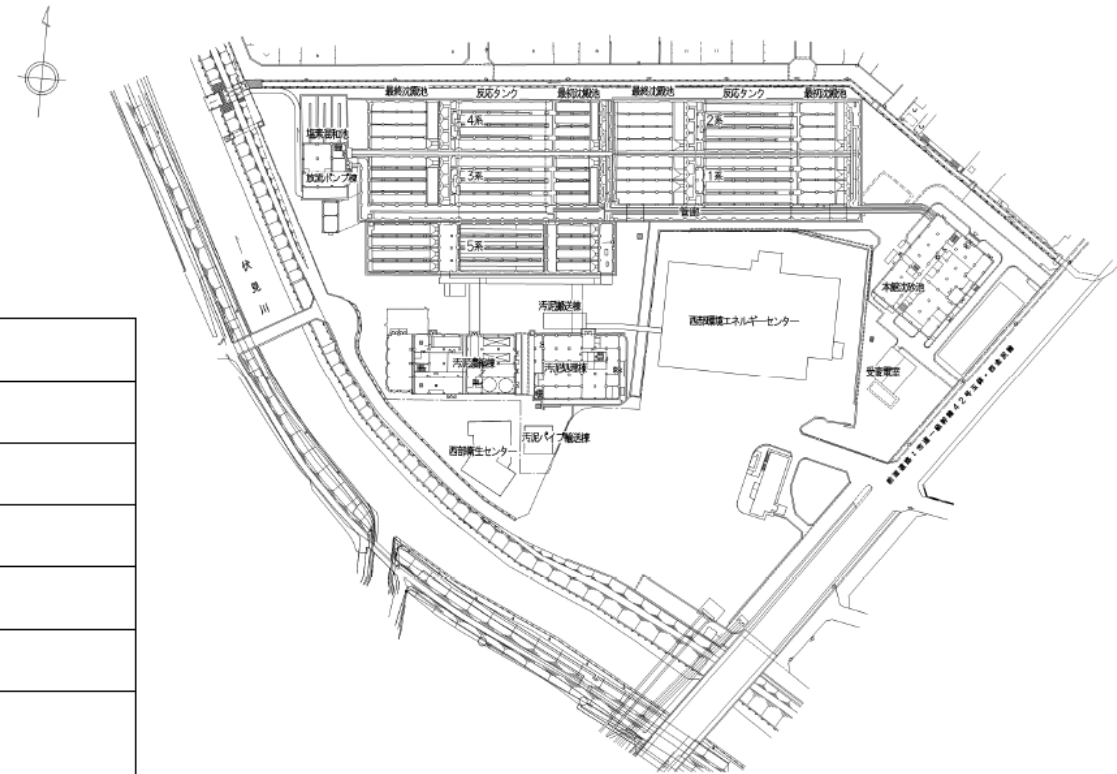
3. 対象施設の概要

(1) 西部処理区の対象施設

- ・西部水質管理センター（金沢市東力町ハ272番地）
※西部環境エネルギーセンター内汚泥搬送設備を含む
- ・高畠汚水中継ポンプ場（金沢市高畠3丁目289番地）

施設の現況

処理場名	西部水質管理センター		
処理能力 晴天時最大	全体計画	64,800	m ³ /日
	事業計画	64,800	m ³ /日
	整備状況	64,800	m ³ /日
排除方式	分流式		
処理方式	標準活性汚泥法		
放流先 (水質環境基準)	伏見川（2級河川） （Eーハ）		
供用開始	昭和55年7月		



西部水質管理センター平面図

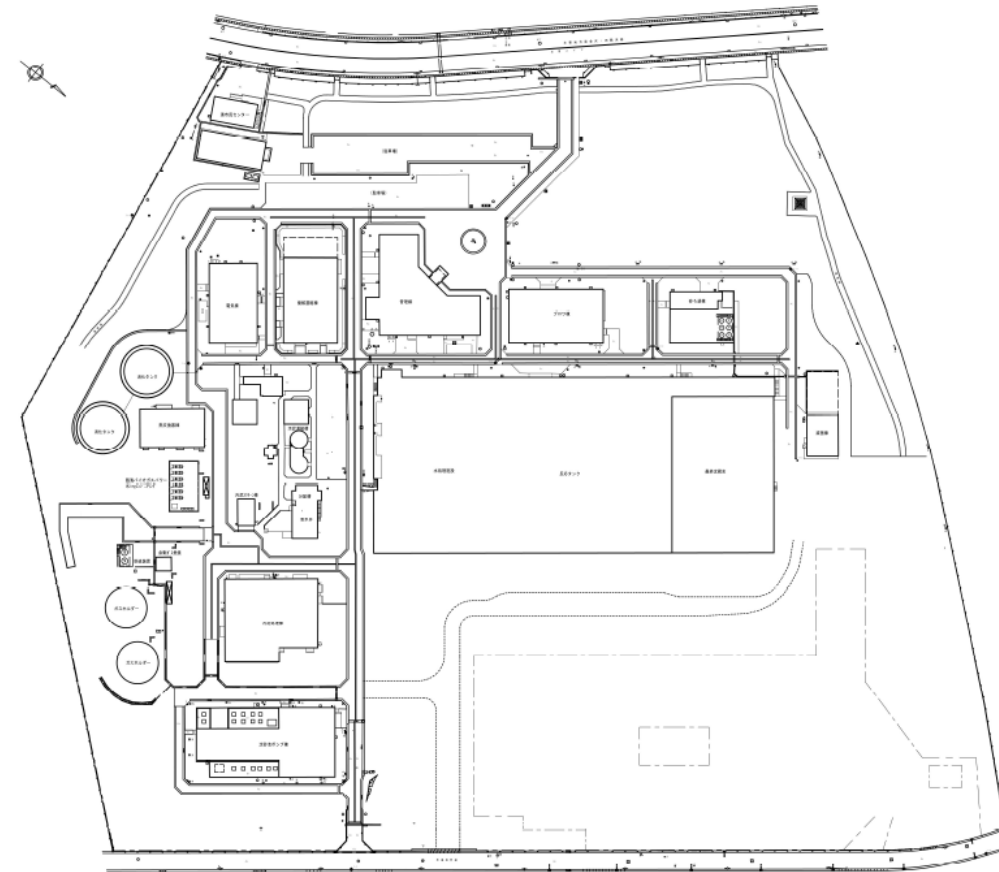
3. 対象施設の概要

(2) 臨海処理区の対象施設

- ・ 臨海水質管理センター (金沢市湊3丁目5番地8)
- ・ 粟崎第一污水中継ポンプ場 (金沢市粟崎町リ54番地)
- ・ 大浦污水中継ポンプ場 (金沢市東蚊爪町91番地)
- ・ 木越污水中継ポンプ場 (金沢市みずき3丁目284番地)

施設の現況

処理場名	臨海水質管理センター		
処理能力 晴天時最大	全体計画	46,000	m ³ /日
	事業計画	46,000	m ³ /日
	整備状況	46,000	m ³ /日
排除方式	分流式		
処理方式	標準活性汚泥法		
放流先 (水質環境基準)	大野川 (2級河川) Cーイ		
供用開始	平成6年10月		



臨海水質管理センター平面図

4. 事業方式・業務期間

事業方式

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5） 更新支援型

※CM（コンストラクションマネジメント）を含まず

- 設備の点検等による維持管理上の気づきを更新計画に反映するなど、維持管理と更新を一体的に最適化

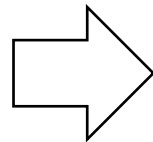
業務期間

令和10年10月1日～令和20年9月30日（10年間）

- 企業の参入意欲、スケールメリット、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則である10年間に設定

第4期包括委託：現行契約（レベル3）

西部水質管理センター維持管理業務包括委託
臨海水質管理センター維持管理業務包括委託
業務期間：R5.10.1～R10.9.30（5年）



第5期包括委託：次期契約（レベル3.5）

西部水質管理センター維持管理業務包括委託（更新支援型）
臨海水質管理センター維持管理業務包括委託（更新支援型）
業務期間：R10.10.1～R20.9.30（10年）

5. 業務範囲

現行の包括委託（レベル3）		更新支援型包括委託（レベル3.5）	
運転管理		運転管理	
水質等試験		水質等試験	
		水質汚濁防止法以外の法定検査等 （ダイオキシン類汚染状況測定、発熱量測定、ばい煙測定）	
しさ、沈砂及び汚泥等収集運搬補助		共通：しさ、沈砂及び汚泥等収集運搬 西部：下水汚泥有効利用業務など付随業務	
電気、水道、燃料及び薬品等の調達管理		電気、水道、燃料及び薬品等の調達管理 （電気：委託期間中に料金等プラン変更提案が可）	
保守点検（日常・定期）		保守点検（日常・定期）	
修繕	定期修繕	修繕	定期修繕
	突発修繕（130万円超え）		突発修繕（200万円超え）
	小修繕（130万円以下）		小修繕（200万円以下）
	特定修繕		特定修繕
環境整備（共通：清掃、樹木管理、脱臭設備活性炭入替、西部：臭気測定、臨海：芝生管理）		環境整備（共通：清掃、樹木管理、脱臭設備活性炭入替、西部：臭気測定、臨海：芝生管理）	
		ストックマネジメント計画策定（10年間に2回）	
		セルフモニタリング	
その他の業務（※）		その他の業務（※）	

■ **ストックマネジメント計画策定業務**を追加し、管理・更新一体マネジメントを推進（レベル3 ⇒ レベル3.5）

■ 民間ノウハウを活用した**セルフモニタリング**を導入し、履行監視を官民ともに効率化

■ その他、市が個別発注していた業務の一部を包括委託に移行（「水質汚濁防止法以外の法定検査等」「しさ、沈砂及び汚泥等収集運搬」など）

（※）その他の業務

自家用電気工作物に関する業務、備品及び消耗品等の調達管理、適正な維持管理のために必要となるデータの整理、設備台帳システム入力、危機管理対応、苦情に対する一次対応、見学者対応など

5. 業務範囲

金沢市下水道施設包括委託（西部水質管理センター・臨海水質管理センター）における業務範囲の変遷

第5期:R10.10～R20.9(包括レベル3. 5)																					
第4期:R5.10～R10.9(包括レベル3)															定期修繕計画策定	突発修繕130万円超	定期修繕200万円以下	突発修繕200万円超	水質汚濁防止法以外の法定検査等	汚泥等収集運搬	ストックマネジメント計画策定
第3期:R2.10～R5.9(包括レベル2. 5)																					
第2期:H29.7～R2.9(包括レベル2. 5)																					
第1期(変更):H27.4～H29.6(包括レベル2. 5)																					
第1期(当初):H26.6～H27.3(包括レベル2. 5)																					
仕様発注:～H26.5				除草・樹木管理	活性炭入替	薬品・物品調達	動力・燃料調達	50万円以下 小修繕	水槽等清掃	130万円以下 小修繕	定期修繕(一部)	電気計装計算機点検	消防・空調設備点検	電気主任技術者	建物清掃	定期修繕(全対象)	特定修繕				
運転管理	保守点検	日常水質試験	場内清掃																		

- H26年度に包括委託を導入後、維持管理業務の範囲を段階的に拡大し、現在はR 5契約（第4期）のレベル3
- R10.10月からの第5期では、水の官民連携（ウォーターPPP）を導入し、レベル3.5（更新支援型）に拡大

6. スtockマネジメント計画策定業務の考え方（業務内容）

ストマネ計画策定（主な作業工程）		更新支援型包括委託にて 受注者が行う業務内容
①ストマネ用機器リストの作成 （処理区別）	機器情報のデータベース化 （経過年数、目標耐用年数、工事費等）	アセットマネジメント支援システムの データを活用可
	維持管理情報の抽出 （点検・修繕等の記録）	アセットマネジメント支援システムの データを活用可
	状態監視設備の健全度評価 （1～5段階）	アセットマネジメント支援システムの健 全度情報を活用可
②更新需要の長期シナリオ作成 （市全体）	50年の長期更新需要 （財政制約等を踏まえた投資額上限の設定）	業務対象外 ※50年シナリオは市から受注者に情報提供
③5年更新計画の作成 （処理区別）	・修繕（長寿命化）、更新の判定 ・更新対象設備の優先順位付け ・5年間更新事業費の算定	5年更新計画（西部・臨海） アセットマネジメント支援システムの 台帳情報データを活用可
④5年更新計画とりまとめ （市全体）	浅野を含めた全処理区の更新計画とりま とめや処理区間の事業費調整	業務対象外 ※ただし調整作業への協力を義務付け

受注者が台帳データ
に日々蓄積
（維持管理上の気づきを活用）

管理・更新
一体マネジメント

更新計画の作成方法は
受注者の裁量
（性能発注によるノウハウ発揮）

- 受注者がシステムに蓄積した維持管理情報データを、ストマネ計画策定業務に活用（管理・更新一体マネジメント）
- 50年長期シナリオ作成や処理区間の計画調整は、受注者の業務対象外とする（市の調整作業に協力）
- 5年更新計画は受注者が作成し、作成手法・利用システム等の制限を設けない（性能発注による民間ノウハウ発揮）

※アセットマネジメント支援システム：市が受注者に利用環境を提供する設備台帳システム（水道情報活用システムを利用するプライベートネットワーク）

6. スtockマネジメント計画策定業務の考え方（事業者を求める能力等）

想定する応募資格

下記①②の条件を全て満たす事業者を想定

※共同企業体（JV）の場合は、代表者または構成員のうち少なくとも1者が満たすこと

- ① 過去10年間に下水道計画人口20万人以上の都市において**下水道施設のストックマネジメント計画の策定業務に関する実績**を有すること
- ② ストマネ計画策定業務に専属する**管理技術者・照査技術者**を、業務期間において配置できること

※下水処理場への常勤は求めない。管理・照査の兼任は不可とする

＜管理（照査）技術者は下記のいずれかに該当する者とする＞

- ・技術士（上下水道部門（選択科目が「下水道」である者に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者）
- ・技術士（総合技術監理部門（選択科目が「上下水道－下水道」である者に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者）
- ・地方共同法人日本下水道事業団の第1種下水道技術検定に合格している者

■ スtockマネジメント計画策定業務の遂行レベルを確保するため、必要な応募条件を新たに設定

その他事項

ストックマネジメント計画策定業務の一括再委託は不可とする

■ 更新計画案作成は、管理・更新一体マネジメントの趣旨に鑑み、「主たる業務」と位置付ける

7. 官民リスク分担の考え方

基本的な考え方

	第5期包括委託(W-PPP)	
	計算方法等	スライド条項
1. 運転管理のリスク	第4期と同様に 精算対象 とする (精算対象項目 を一部除外)	×
2. 電力価格の変動リスク	・電力契約の変更について、 提案を可能 とする ・電力量、基本料金、電力量料金単価、燃料費調整額、再エネ賦課金の変動は 精算対象 とし、いずれも 実績で精算	×
3. 人件費、薬品費、燃料費の変動リスク	第4期と同様に 精算対象 とする (人件費の当初協議値を 実質賃金指数 → 電工単価 に見直し)	×
4. 修繕費の変動リスク	・第4期と同様に 精算しない (突発修繕の超過・未執行分は精算あり) ・変動リスクは スライド条項で補完 (物価水準は「 国内企業物価指数(はん用機器) 」)	○
5. 施設管理業務費・外部委託費の変動リスク	・第4期と同様に 精算しない ・変動リスクは スライド条項で補完 (賃金水準は「 石川県最低賃金 」)	○

- 国ガイドラインでは、事業期間中の物価変動への適切な対応を管理者に要請
- 10年長期における物価変動影響を委託料に反映するため、リスクの特性に応じた精算・スライドの仕組みを設定
 - ・リスク分担に精算ルールを定めず、**将来に渡り委託料に影響するもの**(残工事・残業務あり) ➡ 物価スライド協議
 - ・リスク分担に精算ルールを定め、**単年度の実績のみ**を算定対象とするもの ➡ 精算

7. 官民リスク分担の考え方

1. 運転管理のリスク

	第4期包括委託(現行)		第5期包括委託(W-PPP)		
	計算方法等	精算	計算方法等	精算	リスク条項
放流水質に関する 要求水準未達リスク ・法定水質基準未達	減額する額 = (処理場の委託料) × 法定水質未達日数 / 年度総日数	○	第4期と同様(変更なし)	○	×
放流水質に関する 要求水準未達リスク ・契約水質基準未達	減額する額 = (処理場の運転管理 業務費) × 契約水質基準未達日数 / 年度総日数	○	第4期と同様(変更なし)	○	×
処理水量の変動リスク	処理水量の将来見通しと実績値の 乖離が±5.0%超える場合 調整額 = 対象当初協議値 × 実績/ 見通しの±5.0%超えた部分 【対象】電力、高分子凝集剤、次亜 塩素酸ソーダ、軽油	○	精算対象項目変更 計算方法は第4期と同様 【対象】 電力 、高分子凝集剤、次亜 塩素酸ソーダ、 軽油 、 汚泥運搬	○	×

■ 「処理水量の変動リスク」は精算対象項目を見直し（電力・軽油を廃止。新規業務の汚泥運搬を追加）

7. 官民リスク分担の考え方

2. 電力価格の変動リスク

第4期包括委託(現行)			第5期包括委託(W-PPP)		
計算方法等		精算	計算方法等	精算	ライト条項
電力契約の変更	認めない	—	提案可能とする ※契約主体は企業局	—	—
電力量	処理水量の変動リスクに則り精算	○	実績精算	○	—
基本料金 アンシラリーサービス料	精算なし	×	実績精算 ※デマンド超過時は協議による	○	×
電力量料金単価 燃料費調整額 再エネ賦課金	当初協議値と実績単価の乖離が±5%を超える場合 調整額 = 当初協議額 × 実績 / 当初協議値の±5.0%超えた部分	○	実績精算	○	×
再エネ賦課金減免額	調整額 = 契約時の再エネ賦課金定額	○	実績精算	○	×

■ 電力料金は全て実績精算とするが、契約プラン見直しや省エネの提案によるプロフィットシェア発動を期待

7. 官民リスク分担の考え方

3. 人件費、薬品費、燃料費の変動リスク

	第4期包括委託(現行)		第5期包括委託(W-PPP)		
	計算方法等	精算	計算方法等	精算	スライド条項
人件費 保守点検業務費 運転操作監視業務費 水質試験業務費 事務業務費 その他の業務費 その他の技術業務費	当初協議値と実績単価の乖離が±5%を超える場合 $\text{調整額} = \text{当初協議額} \times \text{実績} / \text{当初協議値}$ の±5.0%超えた部分 実績・当初協議値: 実質賃金指数	○	賃金水準変更 計算方法は第4期と同様 実績・当初協議値: 電工単価	○	×
人件費 スtockマネジメント計画 策定業務費: 新規追加業務	包括委託対象外	—	精算なし ※変動リスクは スライド条項 で補完	×	○ 公共労務単価
薬品費、燃料費単価	当初協議値と実績単価の乖離が±5%を超える場合 $\text{調整額} = \text{当初協議額} \times \text{実績} / \text{当初協議値}$ の±5.0%超えた部分 実績・当初協議値: 企業局単価契約価格等	○	第4期と同様(変更なし)	○	×
薬品費、燃料費使用量	処理水量の変動リスクに則り精算	○	第4期と同様(変更なし)	○	—

■ 各種業務の人件費は精算算定の指標を電工単価に見直し。新規業務のストマネ計画策定業務は物価スライドで対応

7. 官民リスク分担の考え方

4. 修繕費の変動リスク

	第4期包括委託(現行)		第5期包括委託(W-PPP)		
	計算方法等	精算	計算方法等	精算	スライド条項
小修繕	精算なし	×	第4期と同様(精算なし) ※変動リスクはスライド条項で補完	×	○ 国内企業物価指数
定期修繕	精算なし ※定期修繕計画は受注者が策定 ⇒協議により対象機器の変更可能	×	第4期と同様(精算なし) ※変動リスクはスライド条項で補完	×	○ 国内企業物価指数
特定修繕	精算なし ※特定修繕計画は受注者が策定 ⇒使い切ることを要請	×	第4期と同様(精算なし) ※変動リスクはスライド条項で補完	×	○ 国内企業物価指数
突発修繕	災害や修繕を要する原因が発注者の帰責事由による場合、その工事費と発注等に要する事務費を精算 委託期間内突発修繕工事見込額の超過分又は未執行分を精算	○ 事務費超過分未執行分	第4期と同様(超過分又は未執行分を精算) ※変動リスクはスライド条項で補完	○ 事務費超過分未執行分	○ 国内企業物価指数

■ 事業費の規模が大きい修繕費の物価変動リスクは、変動指標を明確化の上、スライド条項により対応

7. 官民リスク分担の考え方

5. 施設管理業務費・外部委託費の変動リスク

	第4期包括委託(現行)		第5期包括委託(W-PPP)		
	計算方法等	精算	計算方法等	精算	スライド条項
保守点検業務 電気計装設備、消防設備、空調設備	精算なし	×	第4期と同様(精算なし) ※変動リスクはスライド条項で補完	×	○ 石川県 最低賃金
法定検査業務:新規追加業務	包括委託対象外	—	精算なし ※変動リスクはスライド条項で補完	×	○ 石川県 最低賃金
再生・入替業務 脱臭剤、活性炭、脱硫剤	精算なし	×	第4期と同様(精算なし) ※変動リスクはスライド条項で補完	×	○ 石川県 最低賃金
場内整備業務 場内清掃、樹木・芝生管理、除草	精算なし	×	第4期と同様(精算なし) ※変動リスクはスライド条項で補完	×	○ 石川県 最低賃金
収集運搬業務:新規追加業務	包括委託対象外	—	収集運搬量の増減分は、処理水量の変動リスクに則り精算 物価変動分は、スライド条項で補完	○	○ 石川県 最低賃金

■ 施設管理業務費と外部委託費についても、変動指標を明確化の上、スライド条項による対応を基本とする

8. プロフィットシェアの考え方

仕組みの導入

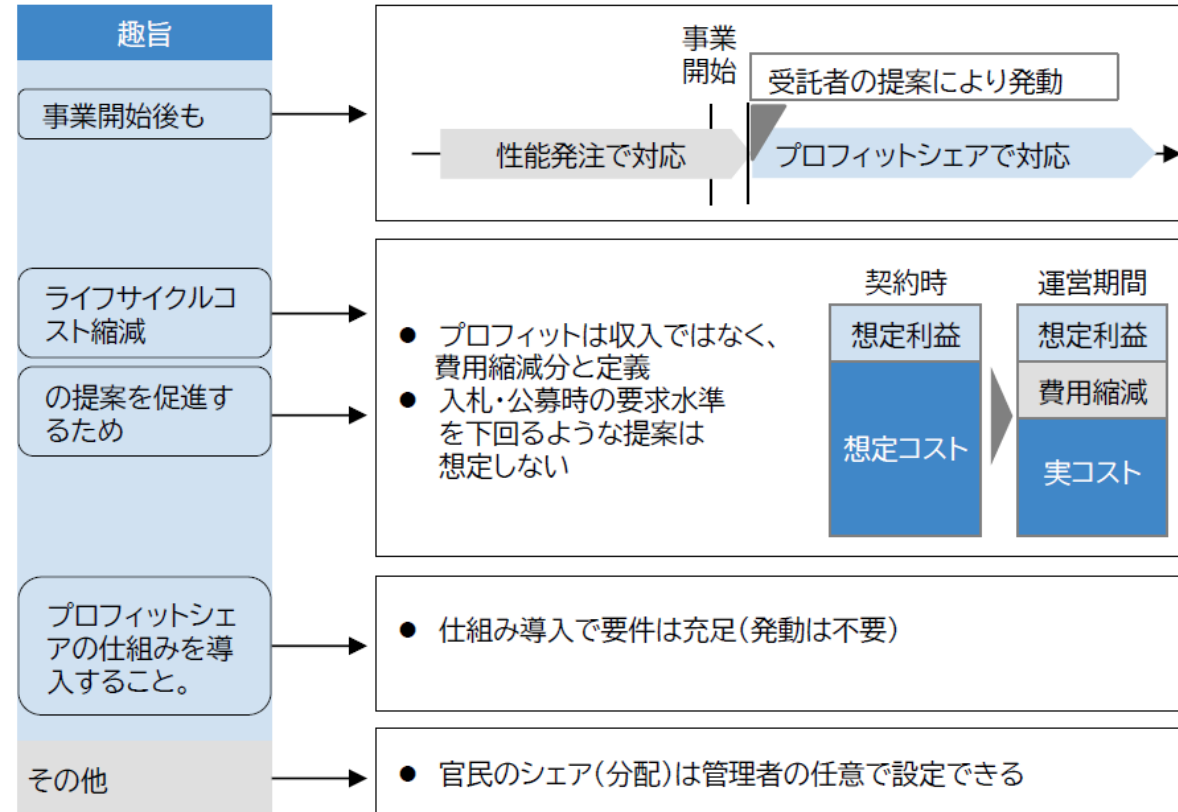
民間ノウハウによる技術革新・創意工夫を活用し、維持管理におけるライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、「プロフィットシェア」の仕組みを導入する

想定される提案事例（ガイドラインより）

- ・デジタル活用による業務の効率化 ➡ 人件費削減
- ・新規に開発された薬品の使用 ➡ 購入費用の削減
- ・エネルギー効率の高い機械の導入 ➡ 電気消費量の削減

考え方

- 事業者は、委託期間中においてプロフィットシェアの提案を行い、改善実施の有無を協議 ※提案は要求水準ではなく任意
- 改善によるコスト削減分（プロフィット）は、それぞれの事業毎に協議の上、シェアする
- プロフィットシェアに関する具体的な方法は、契約後VEを想定しており、下記の事項について、協議により決定
 - ・ 提案するコスト削減額の特定方法、採用可否
 - ・ 提案を採用する場合のシェアの官民割合
 - ・ 提案を採用する場合の委託料支払額への反映時期
 - ・ その他、プロフィットシェアに関して必要な事項

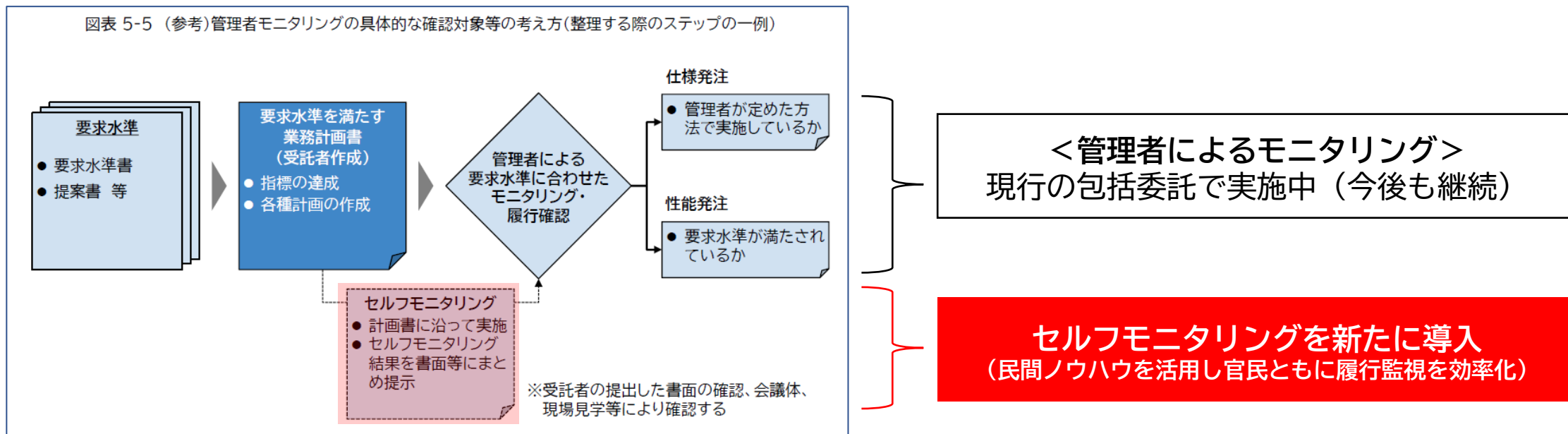


出典：下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン（国土交通省）
※図を一部加工

9. モニタリングの考え方

モニタリング業務

- 事業者は業務開始時に「モニタリング計画書」を作成する（モニタリングを行う体制・方法・時期・内容など）
- モニタリング対象は事業者が作成する「維持管理実施計画書」「ストックマネジメント計画策定業務実施計画書」に基づく業務範囲とし、事業者のセルフモニタリング結果を活用して管理者モニタリングを実施する
- モニタリングの結果、要求水準未達の場合は、改善措置を講ずる



出典：下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン（国土交通省）

経営状況等確認

10年長期に渡り安定的な事業運営の継続を確保するため、業務期間中において、事業者の経営状況や人員体制・資格等の確認を行う

10. 発注方針

発注方式

公募型プロポーザル方式（選定委員会により特定された受託候補者と随意契約）

- 民間が有するノウハウ・技術により、新たに追加する「ストックマネジメント計画策定業務」などの提案が期待できる
- 10年長期に渡り安定的に施設の維持管理を行うことが可能な実施体制の確保や高度な経営能力が求められる

提案上限価格

公募時に公表

- 10年間の包括委託料
（10年間の維持管理業務費 + 10年間で2回行うストックマネジメント計画策定業務費）

その他事項

本事業の発注は政府調達の対象外とする

- 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」により、改正協定附属書Ⅰ付表5に掲げる特定役務「下水処理サービス」に該当すると考えるが、一般競争入札を採用しないため、中核市が対象となる日EU経済連携協定（EPA）に基づく政府調達は行わない

11. プロポーザル応募資格の考え方

応募者

単独事業者または共同企業体（JV）を想定

主な応募条件

下記の条件を全て満たす事業者を想定

- 金沢市内に本店または営業所を有する
- 金沢市の入札参加資格の登録がある
- 一定規模以上の終末処理場の維持管理運転業務の元請業務実績を1年以上有する
- 有資格者の配置（維持管理関係）
 - ・ **総括管理責任者** （下水道法第22条第2項に定める資格を有する者または下水道第三種技術検定試験合格者（下水道管理技術認定試験「処理施設」合格者を含む）であり、3年以上総括責任者または副総括責任者として下水道法に基づく終末処理場の維持管理業務に従事した勤務実績を有する者）
※「総括管理責任者」「副総括管理責任者」は従来の「総括責任者」「副総括責任者」と同義である
 - ・ **副総括管理責任者** （下水道法第22条第2項に定める資格を有する者または下水道第三種技術検定試験合格者（下水道管理技術認定試験「処理施設」合格者を含む）であり、3年以上下水道法に基づく終末処理場の維持管理業務に従事した勤務実績を有する者）
 - ・ その他、下水処理場の維持管理に必要な資格（業務主任者、電気主任技術者など）
- 【再掲】 **ストックマネジメント計画策定業務に関する元請実績・資格者等の条件** ※12ページ参照

※共同企業体の場合

- | | | |
|-------------------------------------|-----|-------------------|
| ・ 市内本店または営業所の要件 | ・・・ | 代表構成員のみ |
| ・ 維持管理運転業務に関する元請実績、有資格者（総括管理責任者）の要件 | ・・・ | 代表構成員のみ |
| ・ ストマネ計画策定業務に関する要件 | ・・・ | 代表構成員 または その他の構成員 |

11. プロポーザル応募資格の考え方

その他：統括的管理について

本包括委託においては「**統括的管理**」を業務として定めない（統括管理責任者を設置しない）

※ただし、事業者がプロポーザル提案において、委託料の範囲内で自発的に設置することを妨げない

- 金沢市はCMを含まない更新支援型であるため、更新実施型や他事業バンドリング、広域型のような多者・多業種の企業で構成するコンソーシアムを専属で統括するための役割が不要と考える
- 金沢市の更新支援型では、**総括管理責任者（維持管理業務を総括）**と**管理技術者（ストマネ計画策定業務を総括）**が管理・更新一体マネジメントにより密接に連携することで、国ガイドラインに定める統括的管理の役割を補完する

その他：西部・臨海への同一者参入について

西部・臨海処理区の各発注において、同一の事業者（単独 または 共同企業体）による**両処理区のプロポーザル参加を可能とする**

※ただし、同一の発注案件の中で複数の共同企業体の代表者・構成員となることはできない

その他：本市W-PPP検討受託者の参入について

- ・ 令和6年度「金沢市下水道事業ウォーターPPP導入可能性調査業務委託」受託者のプロポーザル参加を可能とする
- ・ 令和7年度「金沢市下水道処理施設更新支援型維持管理包括委託発注支援業務委託」受託者のプロポーザル参加を不可とする

12. その他、管理者が任意に定める事項

「更新支援型の受託者」と「改築の受託者」の関係

本包括委託の受託者（共同企業者の場合は代表者及び構成員）は、金沢市が発注する西部・臨海処理区における処理場・ポンプ場設備の「更新工事実施設計」及び「更新工事」の受託者となることを可能とする

- 金沢市が導入予定の更新支援型は、更新工事の予定価格積算に密接に関わる発注支援を業務内容とするCM（コンストラクションマネジメント）を含まないため

13. 導入スケジュールの想定

	予定時期		内容
事業者選定	令和8年度	3月	公募型プロポーザル開始（公告）
	令和9年度	4月末	現地見学会
		4月中旬～5月末	資料閲覧期間
		5月～6月上旬	実施要領等に係る質疑受付期間
		7月末	参加表明書の提出期限
		9月末	企画提案書の提出期限
		10月	プレゼンテーション及びヒアリング
		11月	審査結果通知
事業者決定後	令和9年度	協議完了後	契約締結
		契約締結後	業務開始に向けた準備（引き継ぎ）
	令和10年度	10月1日～	業務開始（10年間）

- R6マーケットサウンディングによる意見等を踏まえ、新たな官民連携手法に対応したプロポーザル提案書作成やグループ企業構成のための十分な期間を確保した公募手続き日程とする（資料閲覧期間、企画提案書の作成期間を長めに設定など）